

※(1)車 検 証:正しくは“自動車検査証”ですが、ここでは一般的に使用されている“車検証”としています。
 ※(2)備 考 欄:P4の「自動車検査証(車検証)備考欄」への記載をご覧ください(詳しくはエピソード3を見てね!)。
 以前のエピソードは次のWebサイトでご覧になれます。<http://www.jaspa.or.jp>



※記録簿の様式は一例です。記載を分かりやすくするため赤字にしています。

2年定期点検用点検整備記録簿 (分解整備記録簿写)

点検の結果及び整備の概要

点検良好 交換 調整 清掃 満 省略 省
 分解 分 修理 修 締付 締 給油(米) 給 詰量(リ) /

使用者の氏名又は名称 _____ 自動車登録番号又は車両番号又は車台番号 _____

住所 _____

25 km

項目 _____

そうそう... 単に記録してるだけじゃなくて 次回必要となる整備内容も書かれているんだ!

すごいチェック項目ですね...

これが次回必要となる整備ですね! 細かくアドバイスが書かれていますね...

メンテナンスに関するアドバイス
 ・タイヤの空気圧が低かったので調整しました。
 ・ブレーキが切れていたのを交換時期になりました。

この記録簿は、三回発行後、廃棄してください。

点検年月日 平成26年 8月 27日 平成27年 9月 1日

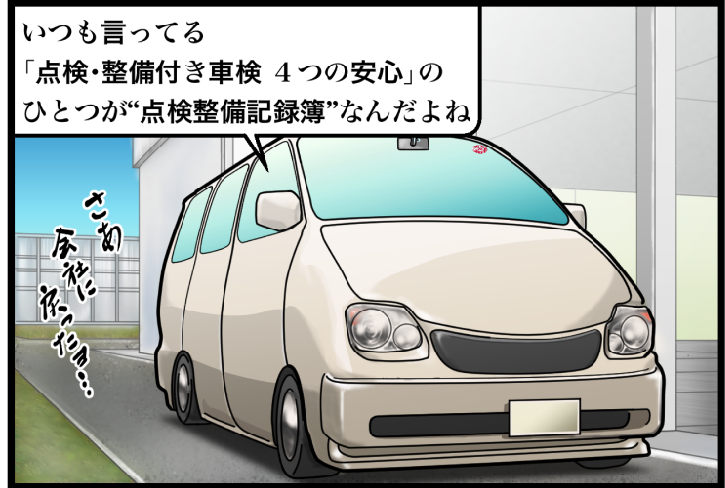
整備完了年月日 平成26年 8月 28日

整備主任者の氏名 _____

使用者用

※1年 5,000km以下、※2年 10,000km以下の走行距離によって省略できる項目。





1 ▶ プロにおまかせ! 次回の定期点検までの安全をキープ

国家資格を持つプロの整備士が、ブレーキなどの分解を含む56項目(自家用乗用車)の2年定期点検を行い、必要な整備や安心のための予防整備を提案します。

ポクたちにおまかせください!

2 ▶ 安心の目印! 点検整備済ステッカー

定期点検整備を実施したクルマには、クルマの前面ガラスの助手席上方に「点検整備済ステッカー」を貼ります。定期点検整備を確実に実施したことを示すもので、数字は次回の定期点検整備の期日を示しています。

プロの整備の証だね!

運輸局認証(指定)工場
点検・整備付き車検 4つの安心

3 ▶ 万一の時にも安心対応! 整備保証

定期点検整備を実施した箇所ですら、その後、点検・整備作業が原因で不具合が生じた場合には、無償で再整備を行います。保証期間は定期点検整備を完了した日から6カ月または走行距離1万kmのいずれかに達するまでとなります。(一部工場及び一部の自動車は除かれます。)

4 ▶ ひと目でわかる! 点検整備(分解整備)記録簿

これはいわば、クルマのカルテ。エンジンやブレーキをはじめ、さまざまな箇所の点検・整備の内容が記録されています。

自家用乗用車の点検整備(分解整備)記録簿



あっ!クルマの点検・整備付き車検はどこで受けられるんですか?

この看板のある整備工場だね!

運輸局長認証 普通自動車分解整備事業

- 普通自動車(大型)
- 普通自動車(中型)
- 普通自動車(小型)
- 普通自動車(乗用)
- 小型四輪自動車
- 小型二輪自動車
- 軽自動車
- 大型特殊自動車

認証(指定)工場と代行車検の違いは?

認証(指定)工場は安心の点検・整備付き車検

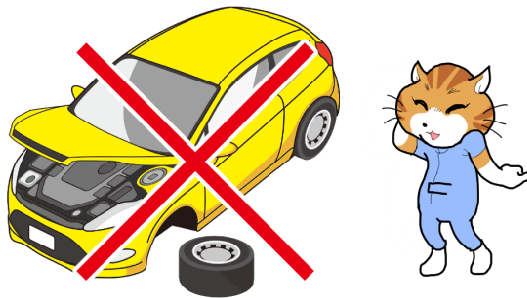
認証(指定)工場の点検・整備付き車検



お客様に代わって国家資格を取得した整備のプロがブレーキなどの分解整備を含めた2年定期点検・整備を実施します。安心できる点検・整備の実施。

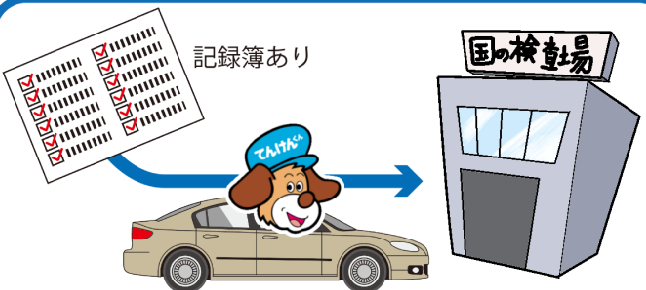
1 点検・整備

車検手続きのみの代行業者

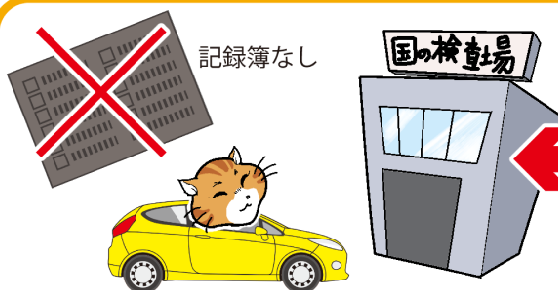


代行業者はブレーキなどの分解整備ができません。
※「認証」を取得していない事業者が分解整備を行うことは法律で禁止されています。

2 車検(検査)



認証(指定)工場が車検の更新手続きをします。2年定期点検整備が完了したクルマを国の検査場に持ち込み継続検査(車検)を受けます。
※指定工場は、自社で完成検査を実施します。



代行業者が車検の更新手続きをします。クルマを国の検査場に持ち込み継続検査(車検)を受けます。

再検査

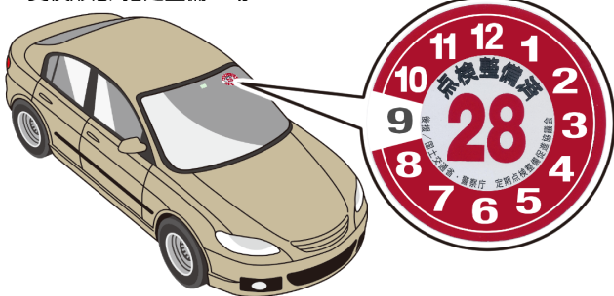
不合格 代行業者では整備できない部位もあります。
不合格箇所を整備した後再検査

合格

3 車検後のカーライフ

自動車検査証(車検証)備考欄への記載

- 認証工場の場合
受検種別:持込検査車
検査時の点検整備実施状況:点検整備記録簿記載あり
受検形態:認証整備工場
- 指定工場の場合
受検種別:指定整備車
検査時の点検整備実施状況:点検整備記録簿記載あり
受検形態:指定整備工場



プロによる点検・整備で安全・安心!
しかも整備保証付きです。
(一部工場及び一部の自動車は除かれます。)
(自家用乗用車:6ヵ月または1万km)

自動車検査証(車検証)備考欄への記載

- 受検種別:持込検査車
検査時の点検整備実施状況:点検整備記録簿記載なし
受検形態:その他
(使用者以外の者により受検が代行された場合)



検査に合格していても検査場ではブレーキなどの分解検査は行いません。あくまで「検査を受けた時点」でのテスター等による機能検査のみです。その後、クルマの安全性には不安が残ります。

4

※自動車の保守管理責任は、ユーザー自身にあり、日常点検と定期点検の実施が義務づけられています。
あなたの大切なクルマと、ご家族の安全を守るためにも、認証(指定)工場での点検・整備付き車検をおすすめします。
以前のエピソードはこちらのWebサイトでご覧になれます。
<http://www.jaspa.or.jp/>